

# 広陵町土地開発公社建設工事等競争入札参加資格規程

令和3年2月17日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、広陵町土地開発公社が発注する次に掲げる工事の請負又は業務の委託の契約に係る競争入札（以下「入札」という。）に参加する者の資格等に関し必要な事項を定めるものとする。

- (1) 建設工事
- (2) 測量業務
- (3) 建築関係建設コンサルタント業務
- (4) 土木関係建設コンサルタント業務
- (5) 地質調査業務
- (6) 補償関係コンサルタント業務
- (7) その他建設工事に関連する調査業務

(資格審査)

第2条 入札に参加する者は、広陵町の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

2 広陵町において入札参加資格を取り消された場合は、同様に入札参加資格を取り消したものとする。

附 則

この規程は、令和3年2月17日から施行する。